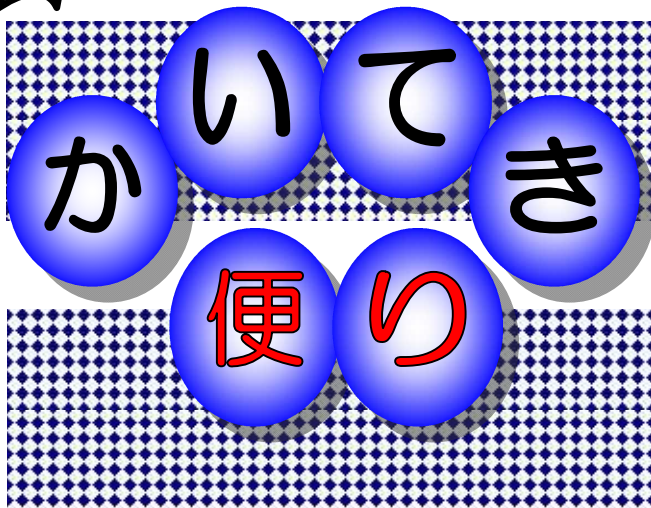


**INDEX**

- | 「新年の挨拶」
- | ○報酬算定・運営基準
- | 「4月から福祉用具専門相談員の要件が変わります！」
- | 「八王子市の中核市移行による指定権限移譲に伴う事務等について」
- | ○お知らせ
- | 「訪問看護フェスティバルを開催します！」
- | 「訪問看護ステーションに係る個別経営相談会について」
- | 「福祉事業者のための職場研修テキストを作成しました！」
- | 「高齢者を狙った消費者トラブルに「ちょっと待った！！」
- | 「高齢者のすまいに関する施設整備費補助制度説明会(土地所有者向け)の開催について～あなたの土地を高齢者の「すまい」に有効活用しませんか？」
- | ○注意
- | 「ノロウイルスの流行期に向けた感染症予防対策の徹底について」
- | 「インフルエンザの流行注意報発表に伴う予防及びまん延防止対策の徹底について」



平成27年1月1日発行 第126号

○ **新年の挨拶**

新年あけましておめでとうございます。

本年4月には第6期の介護保険事業計画がスタートしますが、今年も、皆様にとって益々幸せな年となりますことをお祈り申し上げます。

さて、昨年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立、公布されました。社会保障・税一体改革の道筋を示したプログラム法に基づき、医療法や介護保険法など19本の改正案をまとめた一括法です。

このことにより、本年4月以降、地域支援事業の充実と見直し、特別養護老人ホームの重点化、低所得者の保険料軽減の拡充と所得や資産のある人の利用者負担の見直しのほか、小規模通所介護の地域密着型への移行などが、順次実施されます。さらに、介護報酬の改定も予定されています。

都は、「介護報酬改定等に関する緊急提言」により、介護保険制度や、介護報酬の地域区分及び人件費割合、介護職員の処遇改善等について、大都市・東京の特性を踏まえた内容となるよう、昨年の9月、国に対し提言を行いました。

今後とも利用者が安心して介護サービスを利用し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、保険者及び事業者の皆様と力を合わせて様々な取組を進めてまいりますので、本年もよろしく願いいたします。

## ○ 4月から福祉用具専門相談員の要件が変わります！

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」(平成 26 年政令第 397 号)が公布され、平成 27 年 4 月 1 日から福祉用具専門相談員となるための要件から養成研修修了者(介護職員基礎研修課程・1 級課程・2 級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者)が除かれることとなりました。

また、施行の際(平成 27 年 4 月 1 日)、現に養成研修修了者である者の助言(平成 28 年 3 月 31 日までの間において行われるものに限る。)を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、なお従前の例によることとされています。

詳細については、以下のホームページから「介護保険最新情報 Vol.406」をご確認ください。

なお、「介護保険法施行規則第 22 条の 33 第 2 号の厚生労働大臣が定める講習の内容の一部を改正する件」(平成 26 年厚生労働省告示第 250 号)が公布され、福祉用具専門相談員となるための福祉用具専門相談員指定講習が見直され、平成 27 年 4 月 1 日から講習の科目や時間数が追加される等の改正が行われます。

### 【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>介護保険についてのお知らせ>介護保険最新情報(厚生労働省からの通知)>介護保険最新情報(厚生労働省通知)

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/info/saishin/saishin.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin.html))

【お問合せ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

## ○ 八王子市の中核市移行による指定権限移譲に伴う事務等について

平成 27 年 4 月 1 日より八王子市は中核市に移行します。これに伴い高齢者施設等、居宅サービス、居宅介護支援、介護予防サービスに係る許認可、指定等の権限が移譲されるため、移行後の新規指定、指定更新、変更届出等の事務手続きは八王子市になります。

### 【上記に関するお問合せ先】

八王子市役所 福祉部 高齢者いきいき課 事業者指定担当

TEL 042-620-7452

## ○ 訪問看護フェスティバルを開催します！

東京都では、訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、在宅療養を支える訪問看護の理解促進と人材確保を図るため、昨年度に引き続き、訪問看護フェスティバルを開催します。

【日時】平成27年1月10日(土) 10:00～15:30

【会場】東京都庁 第一本庁舎 5階 大会議場

【参加費】 無料

【対象者】看護職・看護学生、医療・介護職、都民の皆様

### 【プログラム】

10:00 開場

10:30～11:30 基調講演「自分のことは自分で決める」

講師：上野 千鶴子氏（NPO法人ウィメンズアクションネットワーク（WAN）理事長）

12:30～14:00 シンポジウム「めざせ訪問看護の世界」

座長：嶋森 好子氏（公益社団法人東京都看護協会 会長）

シンポジスト：椎名 美恵子氏（訪問看護ステーションみけ 所長）

菅原 久美子氏（訪問看護ステーションゆうあい）

柴田 三奈子氏（山の上ナースステーション 所長）

14:15～15:15 寸劇 「こんな時どうする？訪問看護ができること」

ミニ講座：① 訪問看護で介護予防

家崎 芳恵氏（野村訪問看護ステーション 所長）

② どんな医療処置が必要な状態でも自宅で生活するための方法

広川 直美氏（ナースステーション東京目黒支店 所長）

③ 住み慣れた自宅で最期を迎える

宮近 郁子氏（フクシア訪問看護ステーション 看護部長）

(10:00～15:30) 展示・相談会

介護用ベッド、移乗用品、在宅酸素療法用品など

介護相談、進路相談、就業相談

### 【応募方法】

○ 東京都看護協会ホームページ News サイトより <https://www.tna.or.jp>

○ 往復はがき又はファックス

住所・氏名・年齢・職業・電話・ファックス番号を明記の上、お申込み下さい。

（「訪問看護フェスティバルの申込み」と明記下さい。）

往復はがき：〒162-0815

東京都新宿区筑土八幡町4-17

公益社団法人東京都看護協会「訪問看護フェスティバル」担当 宛

ファックス：03-5229-1524

（※当日参加も可能ですが、お申込みがない場合、講演会等に参加できない場合がありますので、予めご了承ください。）

### 【お問い合わせ先】

公益社団法人 東京都看護協会 「訪問看護フェスティバル」担当 TEL03-5229-1533

お知らせ

## ○ 訪問看護ステーションに係る個別経営相談会について

東京都では、都内の訪問看護ステーションの経営基盤の強化を支援することにより、訪問看護ステーションの安定的な運営を推進し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ることを目的として、訪問看護ステーションに係る経営に関する個別相談会を行います。詳細は東京都のホームページでご確認ください。

【対象者】 ・ 都内訪問看護ステーションの経営者・管理者・事務担当者の方  
・ 都内で訪問看護ステーションの開業を検討している方

【開催時期】 平成 27 年 1 月 19 日（月曜日）～1 月 22 日（木曜日）  
午前 10 時～午後 5 時半の間で 1 事業所あたり 1 時間

【相談会場】 東京都庁内会議室

【費用】 無料（東京都が負担します。）

【申込期限】 平成 27 年 1 月 8 日（木曜日）※先着順で優先しておりますので、お早めにお申し込みください。

【申込方法】 「参加申込書」に必要事項を記入の上、FAX を委託先宛送付ください。

※「参加申込書」は、東京都のホームページに掲載しております。

※申込者多数の場合は、東京都において選定させていただきます。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業>平成 26 年度訪問看護ステーションに対する個別経営相談会事業

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/26kobetusoudan.html>)

【お問い合わせ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL 03-5320-4267

お知らせ

## ○ 福祉事業者のための職場研修テキストを作成しました！

各事業所において各々の状況に合わせて自らの力で研修の企画・実施が出来るように支援するため、研修の企画・実施のための手順等を取りまとめた「小規模事業者のための職場研修の手引」を作成しました。

「職場研修制度を設けたいけれど、何から手を付ければよいのかわからない」「既存の職場研修を見直したい」という事業者の方はぜひご活用ください。

【入手方法】下記のお問合せ先に、ご送付先・ご希望の冊数をお知らせください。

また、PDF 版を下記の HP に掲載しております。

東京都福祉人材センター研修室 <http://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/kensyu.html#tebiki>

生活福祉部地域福祉推進課

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/fukushi-jinzai/teichakuikusei/jigyoshashien/tebiki.html>

【料金】無料です。ただし、送料のみご負担願います。

【併せてご活用ください】職場研修全般に関する相談を受け付けております。詳細は、東京都福祉人材センター研修室にお問合せください。

【お問合せ先】

東京都福祉人材センター研修室 TEL 03-5800-3335

福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策係 TEL 03-5320-4049



お知らせ

## ○ 高齢者を狙った消費者トラブルに「ちょっと待った!!」

「介護事業者向け出前講座」のお知らせ

### ★「出前講座 高齢者の消費生活トラブル～早期発見のために～」受講者 募集中!!

都では、深刻化する悪質商法の被害から高齢者を守るため、地域の高齢者見守りネットワークのメンバー、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員など、高齢者を支える身近な方々を対象に出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手法や被害発見のポイント・対処方法などについて、詳しくご説明します。

講師派遣期限	平成27年3月31日（火曜日）（土日祝日も実施）まで
講義時間	午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度
講師派遣場所	都内で希望する場所
費用	無料
申込条件	原則10人以上 都内の介護事業者、福祉団体、区市町村等
申込受付期限	平成27年3月6日（金曜日）まで 【先着200回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】

⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）>【出前講座】高齢者の消費生活トラブル～早期発見のために～（[http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de\\_koza/kourei.html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/kourei.html)）

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

お知らせ

## ○ 高齢者のすまいに関する施設整備費補助制度説明会（土地所有者向け）の開催について～あなたの土地を高齢者の「すまい」に有効活用しませんか？～

東京都では、高齢者が安心して生活できるすまいを確保するため、認知症高齢者グループホームや都市型軽費老人ホーム等の整備を進めています。

地価の高い東京で、こうした取組を進めていくためには、土地の確保が重要課題となります。この度、認知症高齢者グループホームや都市型軽費老人ホーム等の補助制度について、主に土地所有者を対象として、以下のとおり説明会を開催することいたしました。

土地をお持ちの方、オーナー型補助制度に関心のある方は、ぜひ御参加ください。

- 日時 平成27年2月2日（月曜日）午後1時から午後2時30分まで
- 会場 東京都庁 都議会議事堂1階 都民ホール
- 内容 認知症高齢者グループホーム及び都市型軽費老人ホーム等の補助制度について
- 対象 都内に土地を所有する方、オーナー型補助制度に関心がある方
- 定員 280名
- 申込 申込書を以下のホームページからダウンロードの上、FAX03-5388-1391へ。
- 申込期限 平成27年1月19日（月曜日）

【問合せ先】東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設整備係 TEL03-5320-4321

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都福祉保健局>高齢者>高齢者施設>認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）>「高齢者のすまいに関する施設整備費補助制度説明会（土地所有者向け）」の開催について（<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/guruho/sumai-setsumeikai26.html>）

注意

## ○ ノロウイルスの流行期に向けた感染症予防対策の徹底について

ノロウイルスによる食中毒及び感染症の発生を防ぐため、ノロウイルスに関する知識と予防対策等について下記ホームページなどを利用し理解を深め、適切な対策に努めてください。

これからの時期においては、各施設において手洗いの徹底や、施設の衛生管理などに万全を期していただき、今後の流行に備えて十分にご注意ください。

### 【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報→利用者の安全確保にかかる注意喚起→感染症・食中毒等について

→感染症胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの感染予防対策の啓発について

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tyuui/kansen.files/20141203noroyobou\\_keihatu.pdf](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/kansen.files/20141203noroyobou_keihatu.pdf))

### 【東京都感染症情報センターホームページ】

感染症胃腸炎の流行状況 (<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/diseases/gastro/gastro/>)

### 【厚生労働省ホームページ】

「感染性胃腸炎（特にノロウイルス）について」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/>)

「ノロウイルスによる食中毒 リーフレット」

([http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/norovirus\\_pamphlet.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/norovirus_pamphlet.pdf))

注意

## ○ インフルエンザの流行注意報発表に伴う予防及びまん延防止対策の徹底について

東京都福祉保健局においてインフルエンザについては、感染症発生動向調査による定点医療機関からの患者報告数を集計、分析し、都内における流行状況等について情報還元を行っているところですが、平成26年第50週（12月8日から12月14日まで）の報告において、インフルエンザの定点当たり患者報告数が流行注意報基準を超えたことから、注意喚起のため、平成26年12月18日付けで、インフルエンザの予防及びまん延防止対策について報道発表を行いました。ついては、施設従事職員及び利用者等に対し本件について御周知をいただき、インフルエンザの予防及びまん延防止対策を十分に実施していただくよう、注意喚起をお願いいたします。

### 【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報→利用者の安全確保にかかる注意喚起→感染症・食中毒等について

→インフルエンザの流行注意報発表に伴う予防及びまん延防止対策の徹底について

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tyuui/kansen.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/kansen.html))

### 【東京都感染症情報センターホームページ】

「東京都インフルエンザ流行状況」 (<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/diseases/flu/flu/>)

「東京都インフルエンザ情報」 (<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/flu/>)

### 【厚生労働省ホームページ】

「平成26年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>)

「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>)